



日光杉並木オーナーの制度概要と契約手続き等

R5.4.1

1 概要

・「日光杉並木オーナー制度」は、杉並木保護に賛同された方に、並木杉を1本につき1千万円で購入していただき、オーナーになっていただく制度です。

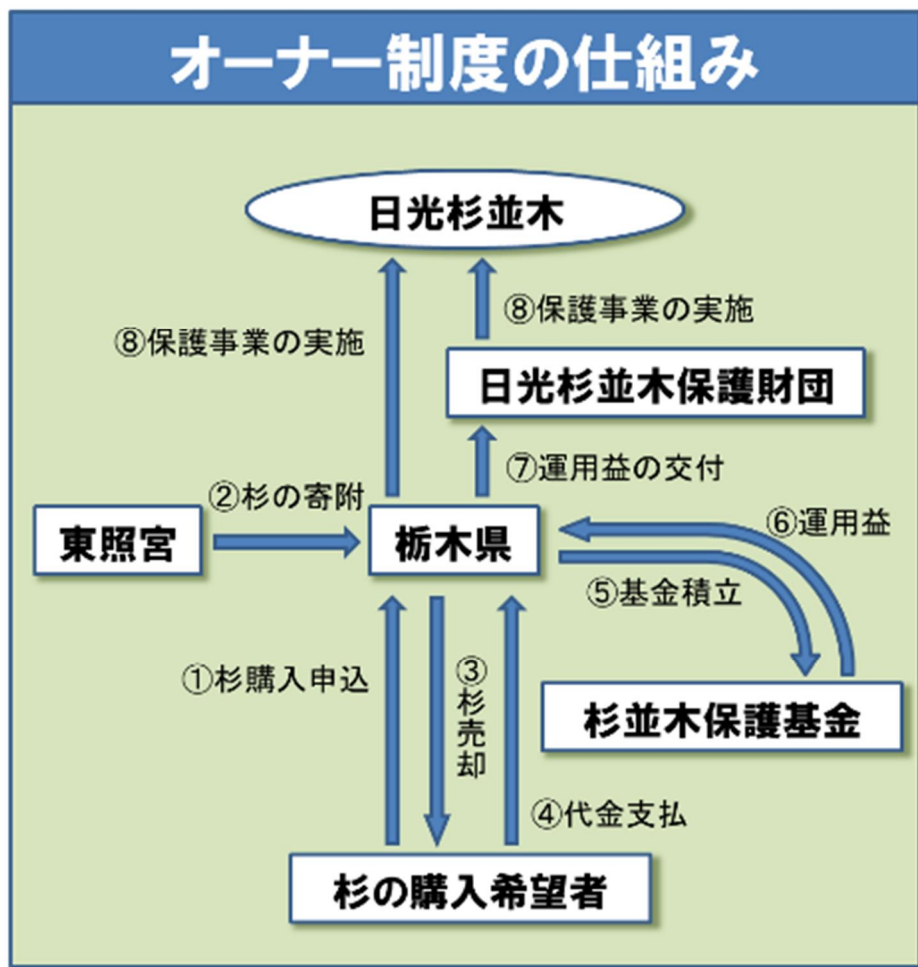
・栃木県では、並木杉の売却代金を、「栃木県日光杉並木街道保護基金」で管理・運用し、その運用益により並木杉の樹勢回復事業などの各種保護事業を実施しています。

・購入していただいた並木杉（オーナー杉）は、県の委託を受けて、（公財）日光杉並木保護財団と東照宮が日常の管理をします。なお、オーナー杉は、国の指定文化財ですから、文化庁の許可がなければ、伐採等の処分はできません。

・オーナー契約は、ご希望に応じて解除ができます。その場合には、杉をご返却いただくのと引き換えに、杉の売買代金を返却いたします。

※制度の詳細は、「とちぎの日光杉並木」や「日光杉並木オーナー制度についてのFAQ」をご確認ください。

また、不明な点等は、下記の問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。



2 オーナー契約の手続き

(1) 購入の申込書

- ・オーナー契約の締結に向け、下記の書類をご提出いただきます。
- ・なお、ご購入いただくオーナー杉は、杉の所在地や状態（樹高や幹周、樹勢等）を踏まえ選定していますが、ご要望に応じて、オーナー杉のおおまかな場所を指定していただくことや、候補の杉を事前に数本選定し、その中から決めていただくこともできます。

【提出書類】①購入申込書 ②県有財産売払申請書 ③意向確認書

※提出書類は、県ホームページに様式を掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。また、ご連絡いただければ、用紙をお送りいたします。

これらの書類は、メールでご提出いただくこともできます。（全て押印不要）

(2) 売買契約の締結

- ・購入いただくオーナー杉を決定後、「並木杉売買契約書」を2通お送りしますので、内容をご確認の上、押印いただきましたら、2通ともご返送ください。
- ・契約書は、後ほど知事印を押印の上で、1通をお送りしますので、大切に保管してください。

(3) 売買代金の納付

- ・上記の契約書を1通お送りすると併せて、納付書（納入通知書）をお送りしますので、通知書裏面に記載されている金融機関の窓口等でお手続きください。

3 オーナー証書の交付

- ・契約手続きが完了してオーナーとなった方には、オーナー証書交付式で、知事から「日光杉並木オーナー証書」や記念品をお渡しさせていただきます。
- ・交付式の日程は、後日連絡させていただきます。

【お問い合わせ】

- ・オーナー制度についてのお問い合わせや、オーナー契約を希望される方は、下記までご連絡ください。

〒320-8501 宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県生活文化スポーツ部 文化振興課 文化財保護担当

TEL 028-623-3460 FAX 028-623-3426

E-mail:suginamiki@pref.tochigi.lg.jp

※「栃木県日光杉並木街道保護基金」への寄附も随時受け付けております。

（基金への寄附は、ふるさと納税の対象です！）